



三条民主商工会  
 三条市興野2-16-29  
 TEL32-2710  
 FAX32-2718  
 2019年12月2日  
 2397回

## 「年末調整」について

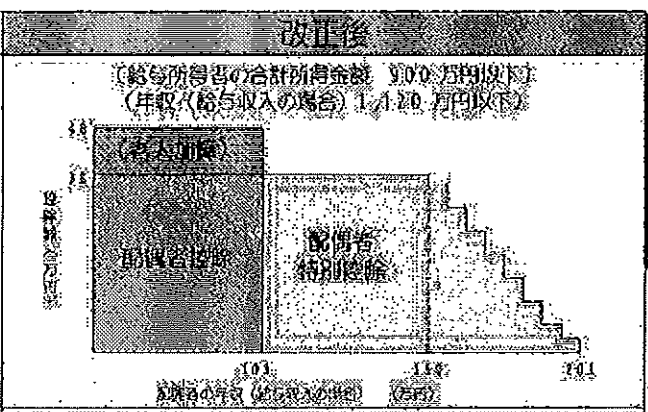
### 年末調整とは

従業員がいる事業所は一年間の給与総額が確定する年末に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算する手続きのことをいいます。

### 今回のポイント

#### ☆配偶者特別控除の控除額が引き上げ

配偶者特別控除では今まで収入が103万円までは38万円控除で103万円を超えると段階的に控除額が下がっていきましたが、昨年度の改正で、所得控除額38万円の対象となる配偶者の年収の上限が103万円から150万円に引き上げられました。配偶者がパートなどで働いている場合は注意が必要です。



#### ☆給与所得者の配偶者控除等申告書の改正

今までの「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

#### ☆源泉所得税の納期期限

「納期の特例」の承認を受けている会社や個人が、7月から12月までの間に支払った給与等の源泉所得税の納付期限は翌年**1月20日**になります。

#### ☆年末調整相談会

- 12月20日 午前10時～午後3時
- 1月6日 午前10時～午後3時
- 1月7日 午前10時～午後3時



☆加茂支部 年末調整相談会  
 12月19日 午前9時～12時  
 1月は、日程調整中です。



### 大腸がん健診 受診結果届けます

#### 陽性の方は早めに再検査を！

11月に共済会で行った、大腸がん健診は155人が受診しました。その中で検査結果が陽性だった人は14人でした。結果は順次届けています。陽性だった方は早めに医療機関で再検査を受けるようにしましょう。



☆なお、共済加入者には再検査を受診された方に5000円の補助がありますので民商までご連絡下さい！

### 中小企業庁『消費税の転嫁拒否等に関する調査』が送付されたら……

#### 『法人との取引がなければ提出不要』

個人事業者の一部に『消費税の転嫁拒否等に関する調査』が送付されています。

この書類は公正取引委員会・中小企業庁が調査しているもので、取引業者から消費税を価格に上乘せ(転嫁)することを拒否されている業者がいなかどうかを調査するものです。元請から消費税をもらえない場合は提出した方がいいです。提出しなくても罰則はありません。法人との取引がない場合、(売上先が法人でない場合)は提出不要です。

### 事務局員募集

民商では事務局員を募集しています。知人、友人、知り合いの方を紹介してください。

